

4. 補装具・日常生活用具など

(1) 補装具費の支給

対 象 者	身体障害者(児)、難病患者等(障害の種別、等級により交付等が制限される場合があります)																			
内 容	<p>身体上の障害を補うための用具の購入、借受けまたは修理に要した費用(それぞれ限度額あり)を助成します。</p> <p>原則1割の負担があり、市民税の課税状況により*月額負担上限額があります。用具によっては、医療機関の意見書や大阪府障がい者自立相談支援センターでの判定が必要です。</p> <p>※購入、借受けまたは修理をしてからの助成はできませんので、必ず事前に申請が必要です。</p> <p style="text-align: center;">< 種 類 (例) ></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">肢 体 不 自 由 者</td> <td>義肢(義足・義手)★</td> </tr> <tr> <td>装具(下肢・靴型・体幹・上肢)★</td> </tr> <tr> <td>車いす☆(普通型・手押型・電動型など)</td> </tr> <tr> <td>歩行補助つえ☆(松葉杖・ロフトランドクラッチ・多点杖など)</td> </tr> <tr> <td>歩行器☆</td> </tr> <tr> <td>座位保持装置</td> </tr> <tr> <td>視 覚 障 害 者</td> <td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 障 害 者</td> <td>補聴器・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)</td> </tr> <tr> <td>内部障害者(歩行困難)</td> <td>車いす☆・電動車いす☆</td> </tr> <tr> <td>重 度 重 複 障 害 者</td> <td>重度障害者用意思伝達装置</td> </tr> </table> <p>→(☆)介護保険制度と共通する用具については、介護保険制度での利用が優先になります。</p> <p>→(★)医療用装具の支給対象となる場合はそちらが優先されます。</p> <p style="text-align: center;">< 月額負担上限額 ></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護世帯・市民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">市民税課税世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">37,200円</td> </tr> </table> <p>ただし、本人又は世帯員のうち市民税最多納税者の納税額が46万円以上の場合は補装具費支給対象外(障害児の場合を除く)</p>	肢 体 不 自 由 者	義肢(義足・義手)★	装具(下肢・靴型・体幹・上肢)★	車いす☆(普通型・手押型・電動型など)	歩行補助つえ☆(松葉杖・ロフトランドクラッチ・多点杖など)	歩行器☆	座位保持装置	視 覚 障 害 者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	聴 覚 障 害 者	補聴器・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)	内部障害者(歩行困難)	車いす☆・電動車いす☆	重 度 重 複 障 害 者	重度障害者用意思伝達装置	生活保護世帯・市民税非課税世帯	市民税課税世帯	0円	37,200円
肢 体 不 自 由 者	義肢(義足・義手)★																			
	装具(下肢・靴型・体幹・上肢)★																			
	車いす☆(普通型・手押型・電動型など)																			
	歩行補助つえ☆(松葉杖・ロフトランドクラッチ・多点杖など)																			
	歩行器☆																			
	座位保持装置																			
視 覚 障 害 者	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡																			
聴 覚 障 害 者	補聴器・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)																			
内部障害者(歩行困難)	車いす☆・電動車いす☆																			
重 度 重 複 障 害 者	重度障害者用意思伝達装置																			
生活保護世帯・市民税非課税世帯	市民税課税世帯																			
0円	37,200円																			
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082																			

(2) 日常生活用具の給付

対 象 者	身体・知的・精神障害者(児)・難病患者等(障害の種別・程度により給付が制限される場合があります)で在宅のかた				
内 容	<p>日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。</p> <p>原則1割の負担があり、市民税の課税状況により*月額負担上限額があります。</p> <p>用具の種類は、30～33頁の用具一覧表をご覧ください。</p> <p>※購入してからの助成はできませんので、必ず事前に申請が必要です。</p> <p>※介護保険制度と共通する用具については、介護保険制度での利用が優先になります。</p> <p>※申請時に主治医の意見書(貝塚市指定の様式)が必要な用具もあります。</p> <p style="text-align: center;">< 月額負担上限額 ></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護世帯・市民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">市民税課税世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">24,000円</td> </tr> </table> <p>ただし、本人又は世帯員のうち市民税最多納税者の納税額が46万円以上の場合は日常生活用具支給対象外</p>	生活保護世帯・市民税非課税世帯	市民税課税世帯	0円	24,000円
生活保護世帯・市民税非課税世帯	市民税課税世帯				
0円	24,000円				
窓 口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082				

(3) 重度障害者の紙おむつの給付

対象者	学齡児以上65歳未満の身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A所持者で、寝たきりなどの状態にあり、常時おむつをする必要がある在宅のかた。 ただし、貝塚市に6カ月以上居住しており、生計中心者に市民税の所得割が課税されていない場合に限ります。
内容	1カ月当たり上限9,000円相当分の紙おむつ給付券を支給します。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

(4) 車いすの貸出

内容	貝塚市内在住で、車いすが必要な方に無料で貸出します(貸出期間3カ月)
窓口	貝塚市社会福祉協議会 (TEL) 072-439-0294 (FAX) 072-439-0035

(5) 自動車運転免許取得費の助成

対象者	身体障害者(市民税の所得割が課税されていない世帯に限ります)
内容	免許を取得するために自動車教習所において要した費用の2分の1以内、10万円を限度に助成します。 必要書類:身体障害者手帳・運転免許証・自動車教習所修了証書・自動車教習のために支払った金額の領収書※免許取得後6カ月以内のかたが対象になります。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

(6) 自動車改造費の助成

対象者	身体障害者であって運転免許証に運転できる自動車の種類など限定条件を付されているかた(ただし、前年の収入が518万円以下(単身の場合)に限ります)
内容	就労等に伴い、障害者が自ら所有し、運転する自動車の運転装置等を改造する費用の一部(10万円を限度)を助成します。ただし、原則1人につき1車両1回限りとなります。 必要書類:身体障害者手帳・運転免許証・車検証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)・改造業者の見積書等 ※改造してからの助成はできませんので、必ず事前に申請が必要です。
窓口	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082